

糸島市補助金設計書

所管課 商工観光課

補助金名称	商工会経営改善普及事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程 【内規】糸島市商工・観光振興事業補助金交付基準

【長期総合計画体系】

基本目標5_ブランド糸島で活気あふれるまちづくり

政策2_地域経済の活性化

施策②_域内経済循環の推進

1 補助の目的

市内中小・小規模事業者の経営の改善・安定を図るため、糸島市商工会経営指導員による巡回指導及び窓口指導に要する経費の一部を補助する。

2 成果指標

指標① 指導回数(年)巡回指導

目標値① 2,600 (単位) 回

指標② 指導回数(年)窓口指導

目標値② 2,500 (単位) 回

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

糸島市商工会の経営改善普及事業

【補助対象者】

糸島市商工会

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

商工会経営改善普及事業に掲げる職員設置費及び指導事業費

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 16 % 又は 分の

【積算根拠ほか】

商工会の経営改善普及事業費の16%以内

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで